

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月26日(火) 14時00分～14時40分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース1

3. 出席委員 18人(委員総数19人)

会 長	18番	金藤 祐治			
副会長	5番	山田 清	12番	村上 智彦	
委 員	1番	松浦 徳和	2番	上峠 数博	3番 中司 邦弘
			6番	村上 正	7番 中司 善章
	8番	櫻本 訓由	10番	高橋 泰登	11番 佐々木 崇
	13番	吉原 正紀	14番	松森 智	15番 中司 睦枝
	16番	江田 敏道	17番	米田 健一	19番 渡邊 直行
	(欠員 1人)				

4. 農地利用最適化推進委員の出席 17人(推進委員総数18人)

國近 正有	青山 基裕	迫 勝善	行廣 文徳	檀上 健
金野 省三	小川 隆三	源田 芳教	林原 啓	奥本 浩己
須山 猛	柏原 始	藤岡 正宏	向井 猛	中田千種郎
				宮地 眞良
				蓼原 勲

5. 議事日程

第1 議案(審議事項)

議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請について
 議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第52号 非農地証明申請について

第2 議案(報告事項)

報告第57号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
 報告第58号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について
 報告第59号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する受理について
 報告第60号 農地改良届出受理の取消しについて
 報告第61号 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認について
 報告第62号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

第3 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 光伸
 事務局職員 高橋 知佐子 土本 充 小田 充彦 豊田 詞也

8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	それでは、議会の議事に移らせていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。 農業委員総数は19名中で、本日の出席委員は17名、欠席委員は1名、欠員1名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。 議事録署名は16番・江田 敏道委員、17番・米田 健一委員をお願いします。 農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は17名です。
議 長	それでは、これから申請に基づく議題に入ります。 議案書の方をご覧ください。 議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、議案第49号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 （議案第49号、申請番号144番から158番までを議案書をもとに説明） 申請番号144番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は山波町の4筆、現況地目は畑、面積は合計で468.07㎡です。 譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は相手方の要望によるです。 なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。 申請番号145番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は久山田町の1筆、現況地目は畑、面積は175.20㎡です。 譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地では自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。 申請番号144番と145番の申請については、11月5日、山田委員、國近推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 申請番号146番と147番につきましては、関連案件のため、一括してご説明いたします。 権利の種類は、贈与による所有権移転です。 申請地は木ノ庄町木門田の計2筆、現況地目は田、面積は合計で885㎡です。 譲り渡し及び譲り受け理由は、登記内容の誤りを修正するためです。 なお、当該農地は、水稻栽培をする申請となっております。 申請番号148番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は木ノ庄町木門田の1筆、現況地目は畑、面積は87㎡です。 譲り渡し理由は相手方の要望による、譲り受け理由は共有持分の変更です。 なお、当該農地では野菜を栽培する申請となっております。 申請番号146番から148番までについては、11月11日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 申請番号149番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は西藤町の5筆、現況地目は畑、面積は合計で1,471.28㎡です。 譲り渡し理由は事業収束に伴い資産を整理するため、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地では、杜仲茶、野菜を栽培する申請となっております。 この申請については、11月5日、渡辺委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号150番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は御調町丸門田の2筆、現況地目は田、面積は合計で2,240㎡です。
譲り渡し理由は高齢のため耕作不能、譲り受け理由は所有農地と近く、共に管理するためです。
なお、当該農地は、農事組合法人が水稻を行っている農地となっております。

申請番号151番と152番につきましては、関連案件のため、一括してご説明いたします。

権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は御調町大山田の計3筆、現況地目は田が2筆、畑が1筆、面積は合計で2,891㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では水稻及び野菜を栽培する申請となっております。
申請番号150番から152番までについては、11月6日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号153番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は御調町津蟹の2筆、現況地目は畑、面積は合計で287㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。
この申請につきましては、11月6日、櫻本委員、源田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号154番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は向島町の1筆、現況地目は畑、面積は155㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では野菜を栽培する申請となっております。
この申請については、11月6日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号155番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は因島三庄町の1筆、現況地目は畑、面積は219㎡です。
譲り渡し理由は農業後継者へ贈与、譲り受け理由は農業後継者としてです。
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。
この申請については、11月7日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号156番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島大浜町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で345.84㎡です。
譲り渡し理由は、農業経営の規模縮小、譲り受け理由は、相手方の要望によるです。
なお、当該農地では、野菜を栽培する申請となっております。
この申請については、11月7日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号157番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島重井町の1筆、現況地目は畑、面積は265㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では、野菜を栽培する申請となっております。
この申請については、11月7日、村上智彦委員、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号158番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町御寺の1筆、現況地目は畑、面積は114㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は相手方の要望によるです。
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。
この申請については、11月8日、江田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号144番から158番までにつきましては、農地法第3条第2項各号に規定する不許可事例には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
以上で議案第49号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

	以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	ただいま、事務局より説明が終わりました。 補足説明のある方は挙手をしてください。
議 長	(補足説明、質問、意見なし) ないようですので、農業委員による採決に入ります。 申請番号144番から158番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。
議 長	次に、議案第50号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。 それでは、議案第50号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 (議案第50号、申請番号18番を議案書をもとに説明) (議案の修正事項を説明) 申請番号18番、所在は久保町・高須町の計5筆、地目は田、農振農用地区域外、合計1,014㎡のうち839㎡の一時一部転用計画です。 申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地であり、農地区分は第2種農地に該当します。 以降、同様の農地を「その他2種」と説明させていただきます。 転用目的は農地改良で、盛土1.5m、土量1291.3㎡が設置されます。 申請人は、この度自身の土地に盛土を行い、畑として使用したいというもので盛土規制法による許可見込みです。 一時転用期間は令和7年3月31日までで、以降は農地として使用予定です。 この申請については、11月5日、中司委員、青山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	ただいま、事務局より説明が終わりました。 補足説明のある方は挙手をしてください。
議 長	(補足説明、質問、意見なし) ないようですので、農業委員による採決に入ります。 申請番号18番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。 なお、関係他法令が審査中の案件となりますので、他法令が許可になりしだい、許可決定することといたします。

議 長

次に、議案第 5 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 5 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第 5 1 号、申請番号 1 1 4 番から 1 2 2 番を議案書をもとに説明)

申請番号 1 1 4 から 1 1 7 番までは関連案件のため、一括して説明します。
申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は美ノ郷町の全 6 筆、地目は田、農振農用地区域外、合計 1, 8 1 3 m²の転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他 2 種に該当します。
転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル 1 7 2 枚、発電量 4 9. 5 k w が計画されています。
譲受人は大阪府に本店を置く、主に再生可能エネルギー事業などを営む法人であり、この度申請地を取得し、太陽光発電設備として利用したいというものです。
また、申請地には隣接する農地等があることから、申請人より事前に隣接所有者に対し事業説明がなされており、事業に対する同意書が提出されております。
この申請については、1 1 月 1 1 日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号 1 1 8 番、申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は御調町津蟹の 3 筆、地目は田及び宅地、農振農用地区域外、合計 6 2 1 m²の転用計画です。
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他 2 種に該当いたします。
転用目的は宅地拡張で、庭敷及び駐車場が計画されています。
譲受人は県外から移住し、現在御調町内の借家に居住しておりますが、この度申請地に隣接する空き家を同時に取得し、庭敷や駐車場として宅地と一体的に利用したいというものです。
なお、申請地は一部が既に駐車場として利用されていることから、申請に際しては顛末書が添付されております。
この申請については、1 1 月 6 日、櫻本委員、源田推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号 1 1 9 番、申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は御調町貝ヶ原の 1 筆、地目は田、農振農用地区域外、6 2 1 m²の転用計画です。
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他 2 種に該当いたします。
転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル 1 5 8 枚、発電量 4 9. 5 k w が計画されています。
譲受人は広島市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというものです。本件は、F I T 制度の対象外の事業となっております。
この申請については、1 1 月 6 日、松森委員、金野推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行っております。
申請地には隣接する農地等があることから、申請人より事前に隣接所有者に対し事業説明がなされており、事業に対する同意書が全件提出されております。

申請番号 1 2 0 番、申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は因島中庄町の 1 筆、地目は畑、農振地域外、2 9 7 m²の転用計画です。
申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第 3 種農地に該当いたします。
転用目的は一般住宅用地で、住宅 1 棟、建築面積 6 3. 6 5 m²、駐車場 2 区画、合併浄化槽が計画されています。
譲受人は、この度申請地を取得して、住宅を新築したいというものです。
この申請については、1 1 月 7 日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号１２１番、申請内容は贈与による所有権の移転です。
所在は因島重井町の２筆、地目は畑及び宅地、農振地域外、合計８１㎡の転用計画です。
申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第３種農地に該当いたします。

転用目的は駐車場用地で、駐車場２区画が計画されています。

譲受人は重井町内に居住しており、この度申請地に隣接する空き家を同時に取得予定ですが、駐車場が不足することから、申請地を取得して、自家用駐車場として利用したいというものです。

この申請については、１１月７日、村上智彦委員、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で、現地調査を行っております。

申請番号１２２番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は瀬戸田町荻の１筆、地目は畑、農振農用地区域外、７６０㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他２種に該当いたします。

転用目的は一般住宅用地で、住宅１棟、建築面積１２２㎡、駐車場４区画、進入路、庭敷、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、現在瀬戸田町内の借家に居住しておりますが、この度申請地を取得して、住宅を新築したいというものです。

この申請については、１１月８日、江田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

（補足説明、質問、意見なし）

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号１１４番から１２２番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第５２号「非農地証明申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第５２号、非農地証明申請について、ご説明いたします。

（議案第５２号、申請番号６１番から６８番を議案書をもとに説明）

申請番号６１番、栗原東二丁目の５筆、現況地目は山林及び宅地、面積は合わせて６３０．１２㎡です。

利用状況は、前者２筆については、平成２０年頃から耕作を放棄し、現在は雑木が繁茂し、山林化している状態、残り３筆については、昭和４０年に隣接地に建物を新築して以降、宅地と一体で利用し、現在に至っている状況です。

農振農用地区域外、第３種農地、市街化調整区域です。

この申請については、１１月５日、中司邦弘委員、青山推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林及び宅地に判定されました。

申請番号６２番、美ノ郷町本郷町の２筆、現況地目は宅地、面積は合わせて６６㎡です。

利用状況は、昭和６３年頃に倉庫を建築し、現在に至ります。

農振農用地区域外、第２種農地、市街化調整区域です。

申請番号６３番、美ノ郷町本郷の１筆、現況地目は宅地、面積は１１９㎡です。
利用状況は、昭和３９年に宅地を建築し、現在に至ります。
農振農用地区域外、第２種農地、市街化調整区域です。
申請番号６２番、６３番については、１１月１１日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号６４番、御調町津蟹の２筆、現況地目は宅地、面積は合わせて３１３㎡です。
利用状況は、昭和４６年に宅地を建築し、現在に至ります。
農振農用地区域外、第２種農地、非線引き都市計画区域、用途地域外です。
この申請については、１１月６日、櫻本委員、源田推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号６５番、向島町の２筆、現況地目は原野、面積は合わせて６２７㎡です。
利用状況は、平成１０年頃から高齢で耕作することができず、現在は雑草等が繁茂し、原野化している状況です。
農振農用地区域外、第２種農地、市街化調整区域です。

申請番号６６番、向島町の４筆、現況地目は山林及び原野、面積は合わせて１，１４８㎡です。
利用状況は、平成１５年頃から高齢で耕作することができず、現在は雑草や雑木等が繁茂し、原野化・山林化している状況です。
農振農用地区域外、第２種農地、市街化調整区域です。
申請番号６５番、６６番については、１１月６日、吉原委員、奥本委員と事務局職員で現地調査を行い、原野及び山林に判定されました。

申請番号６７番、因島田熊町の６筆、現況地目は宅地、面積は２３８㎡です。
利用状況は、昭和５７年から宅地として利用し、現在に至ります。
農振農用地区域外、第２種農地、非線引都市計画区域、用途地域外です。
この申請については、１１月７日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号６８番、因島洲江町の１筆、現況地目は宅地、面積は４５２㎡です。
利用状況は、昭和２６年から宅地として利用し、現在に至ります。
農振農用地区域外、第２種農地、非線引都市計画区域、用途地域外です。
この申請については、１１月８日、江田委員、藤岡委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。
補足説明があれば挙手のうえ発言してください。

（補足説明なし）

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号６１番から６８番は、原案のとおり受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定をすることに決しました。

議 長

次に、報告事項に入ります。
報告第５７号から第６２号までを一括して審査を行います。
農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。
（質問、意見なし）

	質疑がないようなので、報告事項を終わります。 以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。
各委員	次に、その他に入ります。 まず最初に、各調査区での活動状況を報告していただきます。 報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。 (活動状況報告：省略)
議 長	次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。
事務局	(その他・連絡事項について説明)
議 長	ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。
事務局	(質疑応答)
議 長	それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。 閉会にあたり副会長があいさつをいたします。
副会長	長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。 本日はご苦勞様でした。